メチル＝(E)－メトキシイミノ［α－(o－トリルオキシ)－o－トリル］アセタート（別名クレソキシムメチル）	16μg／l
6－tert－ブチル－8－フルオロ－2，3－ジメチル－4－キノリル＝アセタート（別名テブフロキン）	76μg／l
5－クロロ－N－｛2－［4－(2－エトキシエチル)－2，3－ジメチルフェノキシ］エチル｝－6－エチルピリミジン－4－アミン（別名ピリミジフェン）	0.21μg／l
S－アリル＝5－アミノ－2，3－ジヒドロ－2－イソプロピル－3－オキソ－4－(o－トリル)ピラゾール－1－カルボチオアート（別名フェンピラザミン）	550μg／l

○防衛省告示第五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月五日（予備、同月六日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦その他　自衛艦二隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月五日（予備、同月六日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦その他　自衛艦二隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月五日（予備、同月七日）の〇八〇〇から一六〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他　自衛艦三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月五日（予備、同月七日）の〇八〇〇から一六〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦その他　自衛艦三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長

後別

山梨県南巨摩郡南部町福士字真篠一六七八番一から同町福士字真篠二三番一まで　前　一〇・七七～二四・二五メートル　後　一〇・七七～二九・五八キロメートル　〇〇・一三〇メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十八号　上田市古里字宝来一五七八番一三から同市古里字宝来一五七八番二一まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十二日

○関東地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　高崎市高松町三九番一地内　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十二日